第２【特定優先出資証券】
　１【銘柄】
　２【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
　３【引受け等の概要】
　４【その他】
第３【手取金の使途】
第二部【参照情報】
第１【参照書類】
　法第27条において準用する法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
　１【有価証券報告書及びその添付書類】
　計算期間　第　　期（自平成　　年　　月　　日　至平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出
　２【半期報告書】
　計算期間　第　　期中（自平成　　年　　月　　日　至平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出
　３【臨時報告書】
　１の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成　　年　　月　　日）までに、臨時報告書を平成　　年　　月　　日に関東財務局長に提出
　４【訂正報告書】
　訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を平成　　年　　月　　日に関東財務局長に提出
第２【参照書類の補完情報】
第３【参照書類を縦覧に供している場所】
　名称
　（所在地）
第三部【特別情報】
第１【証券事務の概要】
第２【その他】
（記載上の注意）
　次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。
⑴　発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態
　発行登録により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態（特定社債券、特定優先出資証券の別等）を記載すること。
⑵　証券情報
　第二十一号の二様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。
　第十七号様式中「【発行予定額】⑸」を「【発行予定額又は発行残高の上限】⑸」に改め、同様式記載上の注意⑸中「発行予定額」の次に「又は発行残高の上限」を加え、「の総額を記載すること」を「について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること」に改める。
　第十七号の二様式中「【発行限度額】⑴」を「【発行予定額又は発行残高の上限】⑴」に改め、同様式記載上の注意⑴中「発行限度額」を「発行予定額又は発行残高の上限」に、「上限額を記載すること」を「発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること」に改め、同様式を第十七号の三様式とし、第十七号様式の次に次の様式を加える。

第十六号の二様式

【表紙】

【発行登録番号】	
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　　年　　月　　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】	
【発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態】⑴	
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成　　年　　月　　日）から　　年を経過する日（平成　　年　　月　　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	
【安定操作に関する事項】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第一部【証券情報】⑵
第１【社債（短期外債を除く。）】
　１【銘柄】
　２【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
　３【引受け等の概要】
　４【社債管理者又は社債の管理会社】
　５【振替機関に関する事項】
　６【保管に関する事項】⑶
　７【その他】
【新株予約権付社債に関する事項】
　８【新株予約権の内容】
　９【新株予約権の行使請求期間】
　10【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】
　11【新株予約権の譲渡に関する事項】
　12【代用払込みに関する事項】
　13【その他】